



こんなときは加算を請求できるかも！？



居宅介護支援事業所等連携加算 保育・教育等移行支援加算

1. 障害福祉サービスの利用終了者が対象

◎障害福祉サービスの利用終了が予定されており、それに伴い、計画相談（障害児相談）も終了が予定されている方

◎障害福祉サービスと計画相談（障害児相談）の利用が終了していて、障害福祉サービスの利用終了から6か月以内の方

2. 介護保険への移行、就学、進学、就職等がサービス終了の理由

（居宅介護支援事業所等連携加算）
介護保険への移行、進学、企業等への就職による障害福祉サービス利用終了時

（保育・教育等移行支援加算）
進学、企業等への就職による障害児通所支援利用終了時

3. つなぎ先への引継に一定期間を必要とする

（居宅介護支援事業所等連携加算のつなぎ先）
指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、企業及び障害者就業・生活支援センター

（保育・教育等移行支援加算のつなぎ先）
保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター

4. 次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①文書による情報提供 100単位/月



他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合

※この目的のために作成した文書に限ります。

②月2回以上の面接 300単位/月



当該月に2回以上、利用者の居宅等に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

※障害児の場合は居宅に限ります。

③会議の参加 300単位/月



他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

※つなぎ先の主催する会議に限ります。

Check!
Point!



1. 基本報酬を算定しない月にものみ算定可能です。

- ・ 継続サービス利用支援費（モニタリングの実施）を算定する月には請求できません。
- ・ サービス利用支援費（サービス等利用計画の作成）を算定する月には請求できません。

2. 算定できる回数には限りがあります。

- ・ 障害福祉サービスの利用中は①～③それぞれ2回が限度です。
- ・ 障害福祉サービスの利用終了後（6か月以内）は①～③それぞれ月1回が限度です。